

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 ご注意！アダルトサイトのワンクリック請求
- 2 アイネスからのお知らせ

■ ご注意！アダルトサイトのワンクリック請求

パソコンやスマートフォンでアダルトサイトにアクセスしたところ、いきなり「登録ありがとうございます」などと表示され、高額な料金を請求されるのが、「ワンクリック請求」です。

このワンクリック請求など、インターネットを通じての情報提供サービス（デジタルコンテンツ）に関する相談が、大分県でも6年連続して第1位となっており、件数も第2位以下を大きく引き離しています。

また手口も多様化・巧妙化しています。そこで、ワンクリック請求についてまとめました。

ワンクリック請求の手口

様々な手口により、業者は消費者を不安にさせたうえで、請求を行っています。

〈従来の手口〉

- ◆ 無料だと思ってアダルトサイトを閲覧していたところ、突然有料のサイトになり、9万8千円の請求画面が表示された。電源を落としても、請求画面が貼り付いて消えない。
- ◆ アダルト情報サイトに接続して年齢を確認したら入会となり、高額料金を請求された。業者に連絡したら、3日目以降は倍の金額になると言われた。

〈手口が巧妙化・多様化〉… 女性や未成年の利用による相談が増加

- ◆ 無料占いサイト、ゲーム、アニメ、無料小説サイトなどを閲覧していたら、いつのまにかアダルトサイト等につながり、料金を請求されたなど、手口が巧妙化。
- ◆ 従来のパソコンや携帯電話に加えて、スマートフォンの利用による相談が急増
- ◆ ゲーム機や携帯型音楽プレーヤー、テレビ等からインターネットに接続し、あまりよく確認せずに、年齢認証などに対して何回か「ハイ」をクリックしたところ、数万円を請求された。

ワンクリック請求への対応

- 画面上に「請求を無視すると訴訟する」などと表示されることもありますが、そもそもサイトに有料の表示がなければ、支払う必要はありません。
- アダルトサイトにアクセスし、年齢確認の画面をクリックすることで、IPアドレスは業者に伝わりますが、IPアドレスだけでは住所や電話番号などの個人情報には分かりません。

- **あわてて業者に連絡してはいけません。**業者は違法と知りながらやっていることであり、事情を説明して納得してもらえる相手ではありません。問題が解決するどころか、**会話中に勤務先などの個人情報**を業者に知られ、**二次被害のトラブルのおそれ**もあります。

インターネット関係の請求にクーリング・オフできる？

クーリング・オフは、訪問販売などで契約したときに、一定期間、無条件で契約を解除できる制度ですが、**通信販売やインターネット契約にクーリング・オフは適用されません。**

〈クーリング・オフできる取引〉

訪問販売、訪問購入、電話勧誘販売、エステ、パソコン・英語教室、塾、家庭教師
マルチ商法、内職商法、モニター商法 等

〈クーリング・オフできない取引〉

お店に行つての買物や契約、通信販売、現金で購入した3千円未満の商品
プロバイダ等の通信契約、自動車、葬式 等

請求画面が貼り付いて消えないときの対応

パソコン上で請求画面が貼り付いて消えないときは、「**ネットあんしんセンター**」にご相談できます。

公益財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所 ネットあんしんセンター

<http://www.hyper.or.jp/staticpages/index.php/anshin>

大分市東春日町51番6 大分第2ソフィアプラザビル4F

* 電話：097-533-4155 (月曜～金曜 9:00～16:00 (祝日を除く))

* メール：center@hyper.or.jp (随時受付)

* FAX：097-537-8820 (随時受付)

請求に払ってしまうと、次々に請求が

ワンクリック請求に対して、請求されるままに払っても、それで請求は止まる訳ではありません。

むしろ、「**請求すれば支払ってもらえる人**」だとの情報が他の業者にも流れるなどにより、その後、様々な業者から様々な名目で次々に請求されるおそれがあり、請求額も30万、50万、80万円と大きくなっていきます。

トラブル時のネット検索に注意

インターネットで検索した業者に、消費者トラブルの解決を数万円で依頼したが解決できないという相談が寄せられています。

インターネットで「消費者トラブル」などと検索すると、国民生活センター等の公的機関より先に、**広告として探偵事務所や興信所等が表示**されることがあります。

これらの業者は**有償で調査は行いますが、相手事業者と交渉してトラブルを解決することはできません。**

お困りの際は、まず、市町村の相談窓口やアイネスにご相談下さい。

消費者ホットライン〈0570-064-370〉は、全国どこからでも、市内料金でお住まいの市町村や都道府県の相談窓口つながり、相談できます。

アダルトDVDの送り付けトラブル

いきなり商品が送られてきて、代金を請求されるのが「送り付け商法」です。

去年は健康食品の送り付けの相談が急増しましたが、今年は違法なアダルトDVDの送り付けについて国民生活センターが注意喚起しています。

〈事例1〉申し込んでいないのに、モザイク処理等の修正がほどこされていないアダルトDVDが送り付けられ、DVD代金約60万円を請求された

〈事例2〉アダルトDVDが送られてきて、その後、「代金を払え」と執拗に電話がかかってくる。

【アドバイス】

- 注文していないのであれば代金を支払う必要はありません。
- 業者に連絡をとってはいけません。困ったときは、市町村やアイネスに相談して下さい。…詳しくは（国民生活センターのホームページ）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140714_2.html

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 [消費者ホットライン：0570-064-370](tel:0570064370) 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付していません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ **消費生活特別相談**

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====